

福祉用具貸与の対象種目 早見表（13種目・要介護度ごとの原則・購入10万円・選択制）

福祉用具貸与の対象13種目(平成11年厚生省告示第93号)と、要介護度ごとの原則の可否 | 登録不要・無料

介護保険で借りられる福祉用具は、告示で決められた13種目です。給付の対象となる福祉用具は貸与(レンタル)が原則です(厚生労働省)。要支援と要介護1の方は、手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ以外の種目が原則として給付の対象外になります(例外の判断は2ページ目)。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の対象種目(種目名は告示の文言どおり)

種目(告示の文言)	告示で決められた範囲(要旨)	要支援 (1・2)	要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5	検討中に ✓
1. 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。	原則 対象外	原則 対象外	○	○	☐
2. 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。	原則 対象外	原則 対象外	○	○	☐
3. 特殊寝台	サイドレールが取り付けであるもの又は取り付けることが可能なものであって、①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能、②床板の高さが無段階に調整できる機能のいずれかを有するもの	原則 対象外	原則 対象外	○	○	☐
4. 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。	原則 対象外	原則 対象外	○	○	☐
5. 床ずれ防止用具	①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット、②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマットのいずれかに限る。	原則 対象外	原則 対象外	○	○	☐
6. 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、体位を変換できる機能を有するもの(体位の保持のみを目的とするものを除く。)	原則 対象外	原則 対象外	○	○	☐
7. 手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。	○	○	○	○	☐
8. スロープ ★	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。	○	○	○	○	☐
9. 歩行器 ★	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、①車輪を有するものは体の前及び左右を囲む把手等を有するもの、②四脚を有するものは上肢で保持して移動させることが可能なもの	○	○	○	○	☐
10. 歩行補助つえ ★	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。	○	○	○	○	☐
11. 認知症老人徘徊感知機器	認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの	原則 対象外	原則 対象外	○	○	☐
12. 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)	原則 対象外	原則 対象外	○	○	☐
13. 自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、本人又は介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品を除く。)	原則 対象外	原則 対象外	※下記	○	☐

○＝給付の対象になる種目。原則対象外＝原則として給付の対象外だが、要介護認定の基本調査の結果にもとづく判断や市町村への申請により、給付の対象となる場合もある(厚生労働省)。
※13 自動排泄処理装置:尿のみを自動的に吸引するものは要介護2・3の方も対象。それ以外(尿のみを自動的に吸引するもの以外)は、要介護2及び要介護3の方も原則給付の対象外(厚生労働省)。
★＝貸与と販売の選択制の対象(固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖。3ページ目)。厚生労働省の資料では「車いす(付属品含む)」「特殊寝台(付属品含む)」とまとめて表示しています。
手すり・スロープで取付けに工事を伴うものは、福祉用具貸与ではなく住宅改修の対象になり得ます(老企第34号・令和6年度介護報酬改定Q&A)。範囲の「要旨」は告示の文言を短くまとめたもので、正確な文言は告示を確認してください。

福祉用具貸与の対象種目 早見表（13種目・要介護度ごとの原則・購入10万円・選択制）

要支援・要介護1の例外の判断（厚生労働省の別表） | 購入できる特定福祉用具9種目（告示第94号）と年間10万円

要支援・要介護1の方が例外的に借りられる場合（厚生労働省）

①要介護認定の基本調査の結果にもとづく判断：下の別表のとおり可否を判断。ただし1(二)と5(三)は該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断します。

原則対象外の種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1. 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者(一)日常的に歩行が困難な者(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(一)1-7「3.できない」／(二)該当する基本調査結果なし
2. 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者(一)日常的に起きあがり困難な者(二)日常的に寝返りが困難な者	(一)1-4「3.できない」／(二)1-3「3.できない」
3. 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3.できない」
4. 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者(一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者(二)移動において全介助を必要としない者	(一)3-1「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は3-2～3-7のいずれか「2.できない」又は3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外(主治医意見書に認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む)／(二)2-2「4.全介助」以外
5. 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者(一)日常的に立ち上がり困難な者(二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(一)1-8「3.できない」／(二)2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」／(三)該当する基本調査結果なし
6. 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者(一)排便において全介助を必要とする者(二)移乗において全介助を必要とする者	(一)2-6「4.全介助」／(二)2-1「4.全介助」

②市町村による判断：次の i ～ iii のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、市町村が書面等で確認し、その可否を判断します。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる(例：がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

当てはまるかどうかは、担当のケアマネジャーとお住まいの市区町村が判断します。このPDFは個別の判定をしていません。

購入できる特定福祉用具(告示第94号の9種目)

種目(告示の文言)	範囲(要旨)	✓
1. 腰掛便座	①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)のいずれか	☐
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるものであって、本人又は介護を行う者が容易に交換できるもの(老企第34号)	☐
3. 排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を本人又は介護を行う者に通知するもの	☐
4. 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具で、入浴用椅子、浴槽用手すり、浴槽内椅子、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルトのいずれか	☐
5. 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの	☐
6. 移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの(老企第34号)	☐
7. スロープ ★	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの(可搬型の場合は除く)＝固定用スロープ	☐
8. 歩行器 ★	四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器(車輪・キャスターが付いている歩行車は除く)	☐
9. 歩行補助つえ ★	カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る(松葉づえは含まれない)。	☐

★7～9は令和6年4月1日から追加された選択制の対象(老企第34号)。購入の歩行補助つえは松葉づえを含みません。

購入費の支給限度基準額は10万円(平成12年厚生省告示第34号)

- 販売は原則年間10万円を支給限度基準額としています(厚生労働省)。期間は毎年4月1日からの12か月間(介護保険法施行規則第72条・第91条)。
- 購入費は、購入に要した費用の原則9割(所得に応じて8割・7割。介護保険法第44条・第49条の2)。
- 同じ期間に同一の種目をすでに購入して支給を受けている場合は、原則として支給されません。破損した場合、介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情で市町村が必要と認めるときは別です(施行規則第70条第2項)。
- 市町村は条例で、10万円を超える額を支給限度基準額とすることができます(介護保険法第44条第6項)。

福祉用具貸与の対象種目 早見表（13種目・要介護度ごとの原則・購入10万円・選択制）

貸与と販売の選択制(令和6年4月から) | 保険給付と自己負担の割合 | 指定事業者と支払い

令和6年4月1日から、4つの用具は「借りる」か「買う」かを選べます。固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖が、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制の対象です（厚生労働省）。ケアマネジャー・福祉用具専門相談員が必要な情報を集め、メリット及びデメリットを含めて説明したうえで提案します。

選択制の対象になる4つの用具

選択制の対象	告示上の種目	範囲(老企第34号・購入告示)	平均的な利用月数
固定用スロープ	スロープ(貸与告示第8項・購入告示第7項)	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。	13.2ヶ月
歩行器(歩行車は除く)	歩行器(貸与告示第9項・購入告示第8項)	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器。車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。	11.0ヶ月
単点杖(松葉づえを除く)	歩行補助つえ(貸与告示第10項・購入告示第9項)	購入告示の歩行補助つえは、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。	14.6ヶ月
多点杖	歩行補助つえ(貸与告示第10項・購入告示第9項)	(同上)	14.3ヶ月

平均的な利用月数は、国が示している選択制の対象福祉用具の平均(出典:介護保険総合データベース。令和6年度介護報酬改定Q&A)。「単点杖」「多点杖」は厚生労働省の呼び方で、購入告示の歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖)に当たります。

選択の流れ(厚生労働省「福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について」)

- ケアマネジャー(いない場合は福祉用具専門相談員)が、選択制の制度趣旨を説明する
- 医師等の所見を用意し、サービス担当者会議等で協議して、今後の方針を提案する
- 協議内容と提案をふまえ、利用者等が貸与または販売のいずれかを選択する
- 貸与を選んだ場合:利用開始時から6ヶ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続か販売への移行かを検討する
- 販売を選んだ場合:福祉用具サービス計画の交付、商品不具合時の連絡先の情報提供、目標達成状況の確認

選択に当たって必要な情報として国が示す例(Q&A)

- 利用者の身体状況の変化の見直しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見直し
- 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- 国が示している福祉用具の平均的な利用月数

保険給付の割合と自己負担の割合

保険給付	自己負担の割合	対象
原則9割	1割	原則
8割	2割	所得に応じて(介護保険法第49条の2。要支援は第59条の2)
7割	3割	所得に応じて(介護保険法第49条の2。要支援は第59条の2)

福祉用具の貸与及び購入は、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付(原則9割、所得に応じて8割・7割支給)する仕組みです(厚生労働省)。ご自身の負担割合は、手元の負担割合証で確かめてください。貸与件数が月平均100件以上の商品は貸与価格の上限が設定され、上限を超えて貸与した場合は給付の対象になりません(厚生労働省。商品ごとの金額はこのPDFでは扱いません)。

指定を受けた事業者から借りる・買う(介護保険法)

- 貸与:都道府県知事が指定する事業者(指定居宅サービス事業者)から受けたときに保険給付(第41条)。
- 購入:特定福祉用具販売の指定を受けた事業者の事業所で販売される特定福祉用具を購入したときに購入費を支給(第44条。要支援は第56条)。
- 福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成し、同一種目における機能や価格の異なる複数の福祉用具の情報等を提供します(厚生労働省)。

購入費の支払い

- 販売事業者と相談、製品を購入の上、お住まいの自治体に支給申請(厚生労働省)。
- 受領委任払い方式(被保険者から事業者への受領委任を認めて現物給付化する方式)は、令和7年4月1日現在、全国1,573保険者のうち福祉用具購入で1,043保険者が実施(介護保険最新情報Vol.1545)。使えるかどうかは市区町村に確認を。
- 選択制の対象の用具を購入した後のメンテナンス等の費用は、利用者と事業所の個別契約によります(Q&A)。

福祉用具貸与の対象種目 早見表（13種目・要介護度ごとの原則・購入10万円・選択制）

借りる前・買う前のチェックリスト | 購入費の支給申請の書類(施行規則第71条) | メモ欄(ご自身で記入)

借りる前のチェックリスト(福祉用具貸与)

☐ 要介護度(要支援1・2／要介護1～5)と認定の有効期間を確かめた

☐ 借りたい用具が13種目のどれに当たるか確かめた(取付けに工事が要る手すり・スロープは住宅改修)

☐ 要支援・要介護1の場合、手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ以外は原則対象外と知り、例外に当たるかをケアマネジャーに相談した

☐ 担当のケアマネジャーと福祉用具貸与事業者に相談した(貸与する用具は相談の上で決める)

☐ 事業者が介護保険の指定を受けていることを確かめた

☐ 同じ種目で機能や価格の異なる複数の福祉用具の情報を受け取った

☐ 福祉用具貸与計画(利用目標・機種と選んだ理由・使うときの注意事項)の説明を受け、交付された

☐ 固定用スロープ・歩行器・単点杖・多点杖は、借りるか買うかの説明(メリット・デメリット)を受けた

買う前のチェックリスト(特定福祉用具販売)

☐ 買いたい用具が特定福祉用具の9種目に当たるか確かめた

☐ 特定福祉用具販売の指定を受けた事業所で買う

☐ 居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合は、買う前にケアマネジャーにも相談した

☐ 今年度(4月1日から)に支給を受けた購入費の額を確かめた(支給限度基準額10万円)

☐ 今年度、同じ種目をすでに買って支給を受けていないか確かめた

☐ 受領委任払いを使えるか、市区町村に確かめた

購入費の支給申請に必要なもの(介護保険法施行規則第71条)

☐ 申請書:特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名

☐ 申請書:購入に要した費用及び購入を行った年月日

☐ 申請書:特定福祉用具が必要である理由(居宅サービス計画や特定福祉用具販売計画の記載で必要と認められるときは記載不要)

☐ 添付:購入に係る領収証

☐ 添付:特定福祉用具のパンフレットその他の概要を記載した書面

申請書の様式と提出先は、お住まいの市区町村で確認してください。領収証とパンフレット等は、申請まで手元に保管しておきましょう。

メモ欄(ご自身で記入)

本人(名前・要介護度)	名前: ☐ 要支援() ☐ 要介護() 認定の有効期間: 年 月まで
介護保険の負担割合	☐ 1割 ☐ 2割 ☐ 3割 (負担割合証で確認)
相談した人	☐ ケアマネジャー ☐ 地域包括支援センター ☐ 福祉用具専門相談員 名前:
借りたい用具(種目)	① ② ③
買いたい用具(種目)	① ② 購入予定日: 年 月
今年度の購入費(4月1日から)	すでに買ったもの: 購入日: 年 月 日
選択制の4つの用具	☐ 借りる ☐ 買う ☐ 検討中(理由・見通し:)

このメモ欄は記録用です。当サイトは個別の判定や計算をしていません。

出典(2026年10月6日確認)

- 厚生労働省「福祉用具・住宅改修の概要」介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 第3回(R8.3.9)参考資料2 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001668164.pdf>
- 厚生労働省「福祉用具・住宅改修」(政策について>介護・高齢者福祉) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>
- 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年3月31日 厚生省告示第93号) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001506161.pdf>
- 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年3月31日 厚生省告示第94号) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001506168.pdf>
- 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額(平成12年2月10日 厚生省告示第34号) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001506183.pdf>
- 厚生労働省「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日 老企第34号、最終改正 令和6年3月15日 老高発0315第6号) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001506170.pdf>
- 厚生労働省「要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000875875.pdf>
- 厚生労働省「福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001434739.pdf>
- 厚生労働省「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1～Vol.17)抜粋【福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修】」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001640816.pdf>
- 厚生労働省 介護保険最新情報 Vol.1545「令和7年度介護保険事務調査の集計結果について」(令和8年10月2日) <https://www.mhlw.go.jp/content/001755179.pdf>
- 介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)e-Gov法令検索(令和8年10月1日施行時点) <https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC0000000123>
- 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)e-Gov法令検索(令和8年8月1日施行時点) <https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100036>